

県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 県産品販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、岡山県内に本社又は主な事業所を有する中小企業支援法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に定める法人（企業組合、協同組合等）をいう。

(目的)

第3条 知事は、事業者の地域資源を活用した製品の高付加価値化及び販路拡大に資する取組を支援することを目的に、県産品の製造事業者に対し、商品開発や大規模展示会出展、米を主たる原料とする加工食品のPR等に要する経費を支援するため、本補助金を予算の範囲内において交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費であって、令和7年4月1日から令和8年1月31日までに納品、支払等が完了するものとする。

(1) 商品開発・テストマーケティング事業に要する経費

(2) 大規模展示会出展事業に要する経費

(3) 原料米価格高騰対策事業に要する経費

2 前項各号の経費は併せて申請することができる。ただし、前項第2号と第3号は併せて申請することはできない。

3 補助対象経費の補助率及び補助限度額は別表第1のとおりとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助対象事業者は、別表第2の要件を満たすものとする。

2 前条第1項第3号の経費を申請する場合は、前項の要件に加え、別表第3の要件を満たすものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書及びその他別に定める書類を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。ただし、予算額の上限に達した場合は、申請受付を終了する場合がある。

2 補助対象事業者は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定を受けた補助対象事業者の様式第2号による補助金交付決定通知書を送付する。

2 前項の交付決定の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）と補助上限額のいずれか低い額とする。

3 前条の規定により提出された申請書が到達してから、当該申請に係る第1項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日以内とする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の補助金の交付決定を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

（事業内容の変更）

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を提出して、様式第4号による変更承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

第10条 前条第1項ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）経費区分毎の増減が20%以内の変更である場合

（2）補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容の細部を変更する場合

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事業の中止及び廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による廃止承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、自己の責任によらない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第7号による実績報告書を、補助事業終了後15日以内又は令和8年2月10日のいずれか早い日まで（ただし、第12条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から15日以内）に知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定し、様式第8号による補助金の額の確定通知書を補助事業者に送付する。

(補助金の支払等)

第16条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。
2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9号による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第15条に規定する通知の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本交付要綱等、知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合
- (5) 本補助金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明した場合
- (6) 上記の他、知事が適当と認める場合

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り

消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金に係る経理)

- 第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

- 第21条 本交付要綱で定めるもののほか、補助金の交付及び補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表第1 補助対象経費の補助率等（第4条第2項関係）

経費区分	補助率	補助限度額
商品開発・テストマーケティング事業に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内	上限額：1,000 千円 下限額： 250 千円
大規模展示会出展事業に要する経費		上限額： 250 千円 下限額： 100 千円
原料米価格高騰対策事業に要する経費		上限額： 750 千円 下限額： 200 千円

別表第2 補助対象事業者（第5条関係）

補助対象事業者の要件
（1）次の基準を満たす加工食品及び非食品を製造する事業者であること。 ①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること。 ②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあつては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること。 ③上記以外の商品であつて、岡山県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると岡山県知事が認めたもの。 ただし、機械系ものづくりの製造品（石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具及び輸送用機械器具）を除く。 （2）次のいずれにも該当しないこと。 ①役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者 ②役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者 ③役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 ④暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると

認められる者

(3) 県税に未納がないこと。(徴収の猶予を受けている者は除く。)

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと(いわゆる「みなし大企業」でないこと。)

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業(以下「大企業」という。)が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
- ⑤①から③に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

別表第3 補助対象事業者(第5条関係)

原料米価格高騰対策事業の要件

米を主たる原料(産地は問わない。)とする次のいずれかの県産品の製造事業者であつて、当該県産品の売上額が前年度売上額の50%以上を占めていること。

- ①清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類
- ②加工米飯(肉または魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲動物の仕込時の混入割合が3%以上である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であつて2カ月以上の保存に耐えられるもの)
- ③味噌、その他米穀を原料とする調味料
- ④米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの
- ⑤米菓、その他米穀を原料または材料とする菓子
- ⑥玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米またはアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、煎り玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- ⑦その他岡山県知事が特に必要と認めたもの

岡山県知事 殿

(申請者)	
住所	〒
(本社所在地)	
名称(屋号)	
代表者氏名	(職名)
	(氏名)

県産品販路拡大支援事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

	(ア)商品開発・テストマーケティング事業	(イ)大規模展示会 出展事業	(ウ)原料米価格高騰対策事業
補助対象経費			
補助金交付申請額			

2 補助事業の内容及び補助事業完了予定日

別紙1「申請者概要・補助事業計画」のとおり

3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

別紙2「補助金経費積算明細書」のとおり

4 誓約事項

- ☐ 本申請に関する記載事項に虚偽ではありません。記載内容に不正、虚偽があった場合は補助金返還も含め全責任を負います。
- ☐ 如何なる理由があっても本事業の期限内に事業完了・実績報告ができなかった場合は補助対象外となることを確認し承諾します。

申請者概要・補助事業計画

1 申請者の概要

法人名又は屋号		法人の場合法人番号	
代表者名（フリガナ）		代表者の生年月日	
本店所在地 （代表者住所）	〒		
資本・出資金額（円）			
事業実施場所			
TEL（本社）		従業員数	
担当者名		担当者メールアドレス	
主たる業種	[大分類]		
※日本標準産業分類	[中分類]		
自己申告	☐ 当社は、みなし大企業ではありません。		

2 申請者の事業概要（200字程度）

--

3 実施する事業

- ☐ (ア) 商品開発・テストマーケティング事業
☐ (イ) 大規模展示会出展事業
☐ (ウ) 原料米価格高騰対策事業
- 「4 対象となる商品」を記入すること
 — 「5 主たる原料」を記入すること

4 対象となる商品

商品名	
商品の区分	加工食品・非食品
商品の説明 ※商品の基準をすべて満たすことについて記入すること	

5 主たる原料

製造している県産品	
自己申告	☐ 当社は、上記の商品の売上額が前年度売上額の50%以上を占めます。

6 事業計画の内容（500字程度）

補助金経費積算明細書

名称 (屋号)

事業内容① (ア) 商品開発・テストマーケティング事業					
経費区分	経費内容	税区分	単価 (消費税込) (a)	数量 (b)	小計 (消費税込) (c)=(a) × (b)
		課税			
		課税			
		課税			
(1) 補助事業に要する経費 (課税) 小計					
(2) 上記に含む消費税額 (10%)					
(3) 補助事業に要する経費 (非課税) 小計					
(4) 補助対象経費 (消費税抜) 計 (1) - (2) + (3)					
(5) 補助金交付申請額 (4) × 補助率 1 / 2 1,000円未満切捨					

事業内容② (イ) 大規模展示会出展事業					
経費区分	経費内容	税区分	単価 (消費税込) (a)	数量 (b)	小計 (消費税込) (c)=(a) × (b)
		課税			
		課税			
		課税			
(1) 補助事業に要する経費 (課税) 小計					
(2) 上記に含む消費税額 (10%)					
(3) 補助事業に要する経費 (非課税) 小計					
(4) 補助対象経費 (消費税抜) 計 (1) - (2) + (3)					
(5) 補助金交付申請額 (4) × 補助率 1 / 2 1,000円未満切捨					

事業内容①	(ウ) 原料米価格高騰対策事業				
経費区分	経費内容	税区分	単価（消費税込） (a)	数量 (b)	小計（消費税込） (c)=(a)×(b)
		課税			
		非課税			
		課税			
(1) 補助事業に要する経費（課税）小計					
(2) 上記に含む消費税額（10%）					
(3) 補助事業に要する経費（非課税）小計					
(4) 補助対象経費（消費税抜）計 (1)－(2)＋(3)					
(5) 補助金交付申請額 (4)×補助率 1／2 1,000円未満切捨					

様式第 2 号

受付番号

申請者の名称(屋号)又は氏名

県産品販路拡大支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日に交付申請のあった県産品販路拡大支援事業補助金について、県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事

記

1 補助金の額 金 円

内訳

商品開発・テストマーケティング事業	円
大規模展示会出展事業	円
原料米価格高騰対策事業	円

2 補助の条件

- (1) 県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱等の規程を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。

様式第 3 号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

(補助事業者)

受付番号

所在地(住所)

名称(屋号)

代表者職氏名

県産品販路拡大支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった県産品販路拡大支援事業補助金について、事業の内容等を変更したいので、県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 変更の内容と理由

2 変更後の補助金交付申請額等

(1) 補助金変更承認申請額	金	円
(2) 現在の補助金交付決定額	金	円
(3) 変更額 ((2) - (1))	金	円

3 補助事業に要する経費の区分

別紙「変更後補助金経費積算明細書」のとおり

4 変更後の補助事業完了(予定)日

令和 年 月 日

様式第 4 号

受付番号

申請者の名称(屋号)又は氏名

県産品販路拡大支援事業補助金変更承認通知書

令和 年 月 日に申請のあった県産品販路拡大支援事業補助金に係る事業の経費の配分及び内容の変更については、県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、申請のとおり承認します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

(変更内容)

様式第 5 号

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事 殿

(補助事業者)

受 付 番 号

所在地(住所)

名称(屋号)

代表者職氏名

県産品販路拡大支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった県産品販路拡大支援事業補助金について、事業を中止（廃止）したいので、県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により申請します。

記

1 事業の概要

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の時期

様式第 6 号

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事 殿

(補助事業者)

受 付 番 号

所在地(住所)

名称(屋号)

代表者職氏名

県産品販路拡大支援事業補助金事故報告書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった県産品販路拡大支援事業補助金について、
事故があったので、県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により報告します。

記

- 1 事故の原因及び内容
- 2 事故に係る金額
- 3 事故に対してとった措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の見込み

岡山県知事 殿

(補助事業者)	
住所	〒
(本社所在地)	
名称(屋号)	
代表者氏名	(職名)
	(氏名)

県産品販路拡大支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け、交付決定通知に基づき、補助事業を実施したので、
県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 別紙1 補助事業実施報告書
- (2) 別紙2 補助金経費支出実績明細書
- (3) 知事が必要と認める書類

補助事業実施報告書

1 補助事業者の概要

法人名又は屋号		法人の場合法人番号	
代表者名（フリガナ）		代表者の生年月日	
本店所在地 （代表者住所）	〒		
資本・出資金額（円）			
事業実施場所			
TEL（本社）		従業員数	
担当者名		担当者メールアドレス	

2 実施した事業

- ☐ (ア) 商品開発・テストマーケティング事業 「3 開発した商品」を記入すること
☐ (イ) 大規模展示会出展事業 「4 出展した商品」 〃
☐ (ウ) 原料米価格高騰対策事業

3 開発した商品

商品名	
商品の区分	加工食品・非食品
商品の説明 ※商品の基準をすべて満たすことについて記入すること	

4 出展した商品

商品名	
商品の区分	加工食品・非食品
商品の説明 ※商品の基準をすべて満たすことについて記入すること	

5 事業の内容（500字程度）

補助金経費支出実績明細書

名称（屋号）

事業内容① (ア) 商品開発・テストマーケティング事業					
経費区分	経費内容	税区分	単価（消費税込） (a)	数量 (b)	小計（消費税込） (c)=(a)×(b)
		課税			
		課税			
		課税			
(1) 補助事業に要する経費（課税）小計					
(2) 上記に含む消費税額（10%）					
(3) 補助事業に要する経費（非課税）小計					
(4) 補助対象経費（消費税抜）計 (1)－(2)＋(3)					
(5) 補助金実績報告額 (4)×補助率 1/2 1,000円未満切捨					

事業内容② (イ) 大規模展示会出展事業					
経費区分	経費内容	税区分	単価（消費税込） (a)	数量 (b)	小計（消費税込） (c)=(a)×(b)
		課税			
		課税			
		課税			
(1) 補助事業に要する経費（課税）小計					
(2) 上記に含む消費税額（10%）					
(3) 補助事業に要する経費（非課税）小計					
(4) 補助対象経費（消費税抜）計 (1)－(2)＋(3)					
(5) 補助金実績報告額 (4)×補助率 1/2 1,000円未満切捨					

事業内容①	(ウ) 原料米価格高騰対策事業				
経費区分	経費内容	税区分	単価（消費税込） (a)	数量 (b)	小計（消費税込） (c)=(a)×(b)
		課税			
		非課税			
		課税			
(1) 補助事業に要する経費（課税）小計					
(2) 上記に含む消費税額（10%）					
(3) 補助事業に要する経費（非課税）小計					
(4) 補助対象経費（消費税抜）計 (1)－(2)＋(3)					
(5) 補助金実績報告額 (4)×補助率 1／2 1,000円未満切捨					

様式第 8 号

受付番号

補助事業者の名称(屋号)又は氏名

県産品販路拡大支援事業補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで交付の決定をした県産品販路拡大支援事業補助金の額を次のとおり確定したので、県産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事

記

補助金の額 金 円

内訳

商品開発・テストマーケティング事業	円
大規模展示会出展事業	円
原料米価格高騰対策事業	円

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

(補助事業者)
 受 付 番 号
 所在地(住所)
 名 称 (屋 号)
 代表者職氏名
 請 求 書
 発 行 責 任 者
 担 当 者
 連 絡 先

県産品販路拡大支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付けで確定通知のあった県産品販路拡大支援事業補助金について、県産品
 販路拡大支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座		
	口座番号			
	口座名義(カタカナ)			

※預金通帳の「支店名」「預金種目」「口座番号」「口座名義(カタカナ)」が記載されているページの
 写しを添付すること。